



◆～新年のご挨拶～

明けましておめでとうございます。昨年は今まで以上に、多くの方のご協力を得て、助けてもらいながら、何とか乗り切ることができた一年でした。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



さて、私事です。新年早々、自宅の引越しをすることになりました。念願の(?)、徒歩通勤が実現します。



今までも、世間的には十分近い場所に住んでいたのですが、

私が担当させてもらっている被後見人さんが危篤になられ、その時に医師と交わした、「夜中でも迎えに来るように」「いえ、夜中は来れません」「いや、来てもらわなければ困る」というやり取りが、きっかけでした。後見人は、時として、そんな過酷な立場に置かれます。

台風の接近で、電車が計画的に止められることも、当たり前になりつつあります。特に月曜日の朝、雨が降るたび、事務所までの道が大渋滞・・・という現象にも、うんざりしていました。

暮らし慣れた家を離れる大冒険となりますが、まだまだ人生の折り返し地点です。『職住近接』で何が変わるのか、楽しみにしているところです。

司法書士 吉田浩章

=====
吉田事務所のLINE@のアカウント。お客様との連絡用に、便利に使っています。アカウント名は「@y5755」です。よろしければフォローしていただき、何かひと言、メッセージを送って下さい。



本号のトピックス

- はじめに～新年のご挨拶～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「相続人不存在とは」
- 山下の「何でもやってみよう！」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識「堺市の住所『丁』の理由」
- Q & A 不動産名義変更「直接孫に変更できるか」
- 4コマまんが「シンプルライフのはじまり？」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

あけましておめでとうございます。事務の栗野です。本年も優待を楽しめますように・・・(^人^)

今回は、スクロールの株主優待を紹介します。100株以上で500円券1枚を年2回(3月9月)。(9月は2年以上継続保有で1,000円。3年以上継続保有で1,500円になります。)

7月にプリンと羊羹のセット500円分を頂きました。→
11月には、私が2年以上継続で1,000円券、夫500円券と合わせて1,500円分有、甘酒&スイーツセット2,000円を選択、不足分500円を支払ってGET↑。
平成30年12月28日現在の株価は1株386円(購入は100株単位)。配当は100株で年間1,000円(税引前)で、配当利回りは約2.59%です。 栗野 恵



【優待メモ】株式会社スクロール(東証1部上場)。権利確定月は3月と9月(年2回)です。

◆法律コラム「相続人不存在とは」

「相続人不存在」とは、文字通り、「相続人が存在しない」場面のことを指します。

=====

- 【1】親や子、配偶者、兄弟姉妹(その子も含む)がいない、全員亡くなっている場合
- 【2】相続人全員が相続放棄された場合

=====

この2つの場面が考えられます。

【1】の場合は、ぜひ、遺言書の作成をご検討下さい。相続人ではないけれど、お世話になった人への「遺贈」。もしくは、公共的な組織に「寄付」される、という方法もあります。

相続人が不存在の場合、利害関係人からの請求があれば、裁判所は「相続財産管理人」を選びます。

しかし、相続財産管理人を選任するためには、一般的に、「予納金」として、まとまった金額を裁判所に納める必要があります。



相続財産管理人は、相続人の検索をしたり、債権者の調査をしますが、手続きを完結させるには、最低でも13ヶ月の期間が必要です。共有者や特別縁故者が居なければ、最終的には現金化された財産が、国のものになります。

◆山下の「何でもやってみよう！」

明けましておめでとうございます。司法書士の山下です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

年初のこの欄、新しい年にやってみたいことを書くつもりですが、熱しやすく冷めやすい私。ここで書いたことも継続できず、なかなか芸は身につけません。特に歳を取ってきて、先がもうないと思うとあれこれと気が多くもなり、同時に物忘れも早いのでとっちらかし状態です(苦笑)。が、今年もやはり、ひそかに目論んでいます。その中の一つは、高齢者の話の「聞き書き」をすることです。まずは、自分の親から。80代半ばの両親は、楽しそうに昔の話を繰り返します。それを聞き書きし、手に取れる冊子にして、小さなひ孫たちにもつなげるのです。お正月休みは、録音機片手に親の話にじっくりと耳を傾けることにします。実は、これは『介護民俗学へようこそ!』という本からの受け売りですが、すごく希望を感じ、ときめいています。山下千恵子



◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

あけましておめでとうございます。司法書士の岸野です。本年もよろしく願いいたします。

久々のワクワク体験報告です。昨年2月たまたま週末にH-I-I-Aロケットの発射予定があると聞き、種子島宇宙センターに行ってきました!急遽決めたので、飛行機、高速船、レンタカー、ホテルの手配が大変でしたが、漫画の宇宙兄弟のように息子達にも興味を持って欲しくて、なんとか出発にこぎつけました。が、結果は雨で2日間発射延期。私達が帰った翌日に無事に宇宙へと飛んでいきました。それでも、宇宙センターの見学をしたり、発射台に乗っているロケットをみたり、帰りは鹿児島で西郷さんのゆかりの地を巡ったりと、それなりに有意義な旅行となりました。今年は長男が小学校最後の年です。ゆっくり旅行に行けるのも最後かなと思うので、記念になるような旅を考えています!岸野恵子



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所 (JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く)

TEL072-254-5755 E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

去年の夏休みは「鬼怒川温泉～日光（栃木県）」の旅に出ました。

鬼怒川温泉までは、東武特急スペーシアで、東京・浅草から2時間程。



独特な川沿いの風景は、思っていたよりも山深く、自然の雄大さに、圧倒されました。

2日目。日光では、世界遺産の日光東照宮の壮大さに触れました。フリーパスを持っていたので、最終日は路線バスで、中禅寺湖にも足を伸ばしました。



中禅寺湖は、海拔1,292mで、「日本一標高が高い場所にある湖」だそう。



2泊3日では、定番の限られたルートしか回れませんでした。心に残る体験、記憶に残る旅となりました。

◆マメ知識—「堺市の住所『丁』の理由」

堺市の住所には、「〇丁目」ではなく「〇丁」という表記が使われています。特に、遠方の方からは、「書き間違いではないか」と問い合わせが入ることもありますが、堺市のホームページには「なぜなの？」に対する解説のページがあります。

その理由は、、、江戸時代の『元和の町割り』に由来し、元々400近くあった独立した町を、明治の町名改正で「1丁」「2丁」と変えた。「1丁」「2丁」は元々独立した町だったため、町を細分化する意味合いを持つ「丁目」という表記がなじまなかったため、とされています。

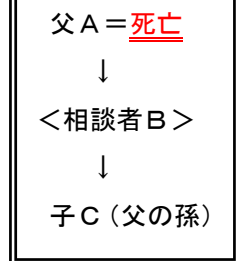
新しい街にも「丁」が使われているのは、由緒ある表記を守るため。但し、後で堺市となった美原区は除くという取扱いです。



◆Q&A 不動産名義変更—直接孫名義に変更できるか

Q:父Aが亡くなったため、家の相続手続きを進めています。

私Bの名義に変更することで、兄弟で話がまとまりましたが、いずれ私の子（父の孫）Cに引き継ぐのは確実なので、この際、私の子（父の孫）C名義に変えておきたいです。



可能でしょうか。

A:可能です。

但し、相談者のお子様Cさんは、お父様Aさんの直接の相続人ではないため、Aさんの「相続」を原因として、直接、Cさん名義に変更することはできません。

ポイント

相続の機会に、「代」を飛ばして不動産の名義を変えておきたいというご相談は、一定の割合であります。

しかし、亡くなられたお父様Aから見ると、お孫さんCは、法律で定められた相続人ではないため、一旦、相続人であるご相談者Bさんの名義にした上で、別途、贈与の手続きを踏んで、Cさん名義に変更することになります。

但し、不動産の贈与の手続きには、「登録免許税」「不動産取得税」のほか、多額の「贈与税」が課税される可能性がありますので、今、Bさんがご健在の間に、Cさん名義を変更する必要があるのか、慎重にご検討ください。

なお、お父様Aさんが、生前に、自分が亡くなれば「直接Cに遺贈したい」旨の遺言書を残されていれば、直接、お孫様Cさんに名義を変えることは可能でした。



シンプルライフのはじまり?



◆「仕事にも生かせる」おススメ本

「なぜド素人経営者の焼肉店は繁盛したのか？」
(たむらけんじ著)

お笑い芸人「たむらけんじ」が経営する、「炭火焼肉たむら」を舞台にした話です。



私がこの本を読んだのは7年以上前ですが、「炭火焼肉たむら」は、今も繁盛している様子。

この本では、お客さんを喜ばすためには、『オカマの目』と『オカンの心』が大事であると書かれています。

私も、お客としてお店や会社さんに入ると、「この人、気付く人だな〜」とか、「愛想の良い人だな〜」とか、そういう目で従業員さん、社員さんの姿を見えています。

司法書士業務の中でも、気配り・心配りは必要なこと。時にはお節介も必要なので、『オカマの目』と『オカンの心』は、私の事務所でも、キーワードのひとつとなっています。 吉田浩章



◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号
司法書士吉田法律事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
http://www.office-yoshida.net



★主な取り扱い業務

- 司法書士業務
 - ・不動産の登記（売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等）
 - ・会社の登記（会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等）
 - ・遺産承継の手続き（預貯金の相続手続き等）
 - ・個人の債務整理（自己破産、個人再生、任意整理等）
 - ・家庭裁判所への提出書類作成（成年後見、相続放棄等）
- 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等

★営業時間：平日9時～18時（事前予約制。時間外の対応も可）

【編集後記】このニュースレターを作っているのは、年末も押し迫った12月30日。28日までは現場の仕事に追われ、毎年「仕事納め」後の苦行となっております。年4回の発行が年2回となり、そして最近「年賀状号」のみとなる中、「継続は何とやら。。。と自分に言い聞かせ、何とか間に合った？…次第です。（吉田）

※このニュースレターは、今までお仕事をさせていただいたお客様にお送りしています。

今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール (yoshida-houmu@nifty.com) かお電話にてお知らせ下さい。

